

建設リサイクル法等に係る 全国一斉パトロールの実施結果について



環境省は、建設現場における建設リサイクル法等の遵守を徹底するため、毎年、現場パトロールを実施しており、環境部局の結果を取りまとめました。

<実施内容>

2020年10月～11月において、都道府県及び政令市等の建設リサイクル法担当部局、環境部局及び労働基準監督署の職員が建設工事現場に立入り、以下の観点で状況確認・指導等を実施しました。

【建設リサイクル法担当部局】建設リサイクル法の遵守状況の確認及び周知徹底

【環境部局】廃棄物処理法、大気汚染防止法及びフロン排出抑制法の遵守状況の確認及び周知徹底

【労働基準監督署】労働安全衛生法、石綿障害予防規則の遵守状況の確認及び周知徹底

<実施結果(環境部局 実施分)>

- ・建設リサイクル法に基づく立入件数:1,572件※
 - ・建設リサイクル法に基づく指導:11件
 - ・主な内容は、再資源化等の完了時における発注者への報告義務の不履行、特定建設資材廃棄物の再資源化等義務の不履行に関するものであり、勧告及び命令はありませんでした。
 - ・大気汚染防止法に基づく立入件数:2,983件※
 - ・大気汚染防止法に基づく指導:715件
 - ・主な内容は、事前調査結果の掲示の不備であり、命令及び告発はありませんでした。
- ※双方の法律に基づき合同で実施したのもそれぞれの法律に基づく立入検査として計上。

当社は、特定建築物石綿含有建材調査者による事前調査や、アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクターによる分析に対応しております。ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 [2020年11月30日付 環境省報道発表資料](#)

研究開発箇所 守屋貴志